

医療法人大樹会 ふれあい鎌倉ホスピタル

(介護予防) 居宅介護支援職員倫理規定

前文

私たちふれあい鎌倉ホスピタル職員は、医療・介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住みなれた地域において健康で幸福に暮らし、安心して老いることができる地域社会の実現を願っています。

そのため、私たちふれあい鎌倉ホスピタル職員は、一人ひとりの健康で幸福な暮らしを支える医療・介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の医療・介護福祉サービスの提供に努めます。

条文

1. 私たちは、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重します。
2. 私たちは、利用者との間に信頼関係を築き、その信頼関係の基づいた利用者本位の立場から自立支援や健康の回復及びその保持・増進に向けた医療・介護福祉サービスを提供していきます。
3. 私たちは、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。
また、私たちは、医療・介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の提供したサービスについては、常に専門職としての責任を負います。
4. 私たちは、個人の情報に接する機会が多いことを自覚し、利用者のプライバシーを保護するため守秘義務を遵守するとともに、これを他の関係者と共有する場合は適切な判断のもとに行います。
5. 私たちは、医療、福祉、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協働して利用者に最適なサービスを総合的に提供します。
6. 私たちは、提供しているサービスが利用者本位の支点到立っているか、常に評価を行い改善に努めます。
7. 私たちは、より質の高いサービスを提供するために、私たち自身の心身の健康の保持増進に努めます。
8. 私たちは、利用者及びその家族や地域社会の人々の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持します。
9. 私たちは、利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくとともに、地域において生じる医療・介護福祉問題を解決していくよう行動することにより、よりよい地域社会づくりに貢献します。